

赤塚福祉会

入園のしおり

(重要事項説明書)



当園をご利用の皆様へ

認定こども園利用にあたりましては重要事項説明書をよくお読み頂き、園の方針にご理解いただいた上でご検討ください。

この施設は、お子様をお預けになる保護者様と引き受ける施設の職員との信頼関係は基より子どもと子ども 大人と子ども、保護者と保護者が互いの人格を尊重し人権を保障し、よりよい人間関係を築きながら、共に育ち合う場です。

当園では保護者の方からのご意見、ご要望や苦情に丁寧に対応するよう努力しておりますが、対応によっては、ご不満が生じてしまわれる事もあるかと思えます。その様な際はP32に記載しております「相談窓口」がございますので、ご遠慮なくお伝え下さい。

より良い関係を築き、共にお子様の成長を願っていただけるよう、当園・当事者の中で話し合い、理解しあっていけたらと思えますので宜しくお願い致します。

又、園に対しての再三のご不満や苦情が出てくるような場合には、転園/退園を含めてご検討願う場合があります事をご理解の上、双方合意の上でのご契約とさせていただきます。

下記の事項は特に園の規則、社会的ルールとなります。必ずお守り下さい。

1. 送迎の際は歩行者の安全等に気を配り、入出庫して下さい。又、登降園の際はお子様の手を離さず、事故のないようにお願い致します。
2. 暴力行為、大声または暴言、脅迫行為、セクシャルハラスメント等の迷惑行為はお断り致します。
3. 園の敷地内と園舎、並びに送迎時の広場、行事で利用する施設は全て禁煙となっております。喫煙は絶対にお断り致します。
4. 敷地内において許可を得ない物品の販売、パンフレット等の配布、掲示、撮影、演説および寄附などの依頼・勧誘等を行うことはできません。

※重要事項説明書に記載の内容をお守り戴けない場合は、利用規約解除（退園）となることがあります。

くれぐれもご協力戴きます様お願い申し上げます。



も く じ

ページ

法人・施設の概略	1
入退園・卒園について	3
教育・保育の理念・基本方針	4
教育・保育時間	6
利用料金	7
延長保育料	8
日課	9
年間予定	10
食事	12
食育の目標	15
園でのアレルギー除去食	16
保健と衛生管理	17
感染症について	19
感染症の登園基準	20
万が一に備えて保険に加入しています	28
子どもさんを災害から守るために	29
緊急連絡先について	30
プライバシー尊重と保護	31
ご意見とご要望受付	32
持ち物	33
持ち物詳細	35
教材購入一覧表	36
相談解決の手順	37

法人の概略

1. 法人本部 新潟市西区赤塚 2783 の2番地
社会福祉法人 赤塚福祉会
(幼保連携型認定赤塚こども園内)
- TEL 025-239-2565
FAX 025-239-2565
2. 経 営 1. 幼保連携型認定赤塚こども園
(平成 29 年4月より移行)
2. 幼保連携型認定なの花こども園
(平成 29 年4月より移行)
3. 代 表 者 理事長 中野 耕一
4. 法人設立 昭和44年 4月

施設の概略

1. 施設名 幼保連携型認定赤塚こども園
所在地 〒950-2261
新潟市西区赤塚 2783 の2番地
- TEL 025-239-2565
FAX 025-239-2565
定 員 95名(1号認定を含む)
2. 施設名 幼保連携型認定なの花こども園
所在地 〒950-2261
新潟市西区赤塚 2362 の1番地
- TEL 025-239-3155
FAX 025-239-3155
定 員 95名(1号認定を含む)

【休業日】

項 目	期 間	1号認定	2・3号認定
夏季休業	R8年8月12日～8月16日 (5日間 ※日曜含む)	休 業 (必要な方は休業保育)	通常保育
冬季休業	R8年12月29日～1月3日 (6日間 ※日曜含む)	休 業	年末年始休園
春季休業	R9年3月23日～3月31日 (9日間 ※日曜含む)	休 業 (必要な方は休業保育)	通常保育

- ・その他、感染症の蔓延の恐れがある場合や、災害等で危険が想定される場合等、園長の権限による学級閉鎖や全園児休園とすることが認められています。
- ・1号認定の方で預り保育を必要とされる方は、園独自の減免がございますので申請をしたい方は事務室にお声かけ下さい。

教育を行う学期及び時間数

第1学期：4月 1日～ 8月10日 最低 600 時間

(新入園児は4月3日から)

第2学期：8月17日～12月28日 最低 600 時間

第3学期：1月 4日～ 3月20日 最低 300 時間

開園時間

【月～金曜日】

7時30分～19時00分

1号認定 標準教育時間

9時00分～16時00分

2・3号認定 保育標準時間

7時30分～18時30分

保育短時間

8時00分～16時00分

【土曜日】

7時30分～17時00分

1号認定

休 業 (必要な方は休業保育)

2・3号認定 保育標準時間

7時30分～17時00分

保育短時間

8時00分～16時00分

職員構成

園長・副園長・主幹保育教諭・副主幹保育教諭・保育教諭・保育士
看護師・栄養士・調理員・保育補助員・事務員・学校小児科医
学校歯科医・学校薬剤師・顧問弁護士

入退園・卒園について

入 園

【1号認定申請の場合 満3歳以上】

- ① 保護者が園に利用申し込みをします。
- ② 園長が入園内定をします。
入園希望が多い場合は、園長が面接の上、選考基準に基づいて決定します。
選考基準：1) 園の方針を理解し賛同して下さる方 2) 兄弟姉妹が在園している方
3) 保護者の心身の不調により、寄り添いが必要と考えられる方 4) 両親の就労により入園を希望しているが、2号入園が困難であり入園が必要と認められる方
- ③ 保護者は園を通して新潟市へ利用認定申請書を提出します。
- ④ 保護者に新潟市からの「認定証」が園を通じて交付されます。
- ⑤ 保護者は園と直接契約を交わします。
- ⑥ 当園は月の途中からの入園も可能となります。

【2号認定（3～5歳児）・3号認定（0～2歳児） 申請の場合】

- ① 保護者が新潟市に希望保育施設申し込むと同時に利用認定の申請をします。
- ② 新潟市が保護者の「保育の必要性」を認めた場合、申請希望、施設などの状況に応じて利用調整をして園、保護者に新潟市より通知し認定証が交付されます。
- ③ 保護者は決定後、園と直接契約を交わします。

退園・転園

- ① ご家庭内で何か変更があった場合は、変更届が必要となりますのでご連絡下さい。
- ② 出産後育児休業を取得される方につきましては、変更届が必要になりますので園の方へご連絡を頂きますようお願い致します。
- ③ 他園へ転園される時には、園にお知らせ下さい。「転園届」の提出が必要です。
- ④ 退園は前月15日までに、園にお知らせ下さい。「退園届」の提出が必要です。

教育・保育の終了

- ① 1号認定・2号認定の子どもが小学校に就学する年の3月末日をもって終了します。
・園の教育、保育課程を修了した者には、「修了証書」を交付します。
- ② 2号認定・3号認定の子どもの保護者が、法に定める施設給付の支給条件に該当しなくなったときに終了します。
- ③ その他、契約の不履行等、施設の利用の継続に重大な障害や困難が生じた時には教育、保育が終了（利用契約解除）します。

教育・保育の理念・基本方針

教育・保育の理念

1. 教育基本法、児童福祉法、認定こども園法等に基づき、学校教育と児童福祉機能を持ち合わせた施設であり、子育て支援を行う。当法人は、子どもの最善の利益を考慮しながら、子どもが自分で考え主体的に、望ましい未来を作り出す力の基礎を担う教育・保育を提供します。
2. 家庭とのつながりを大切にして、子どもの健やかな成長をはかり、園が一丸となって子どものために教育・保育の研鑽に努める園を目指します。

教育・保育の基本方針

1. 子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動ができるようにし、健全な心身の発達を図る。
2. 豊かな人間性を持った子どもを育成する。
3. 家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力のもとに家庭養育の補完を行う。
4. 地域における子育て支援のために、乳幼児などの教育・保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。

教育・保育内容について

●● 心を耕す教育・保育、自然を体感できる教育・保育 ●●

- ・ 一人一人の個性や気持ちを大切にし、キメ細かい対応をします。
- ・ 遊びを通して豊かな自然を体感できる活動を大切にします。
- ・ 0歳からの絵本の読み聞かせや、わらべうたを大切にします。
- ・ 身体的な機能の発達が促せるよう戸外活動を大切にします。
- ・ 情緒面の発達が促せるよう周りの環境を大切にします。
- ・ 元気に挨拶ができる関わりを大切にします。
- ・ 自分の気持ちをしっかり表現できる関わりを大切にします。

園の目標



子どもの生活、活動すべてが学びです。
これを教育・保育指針としています。



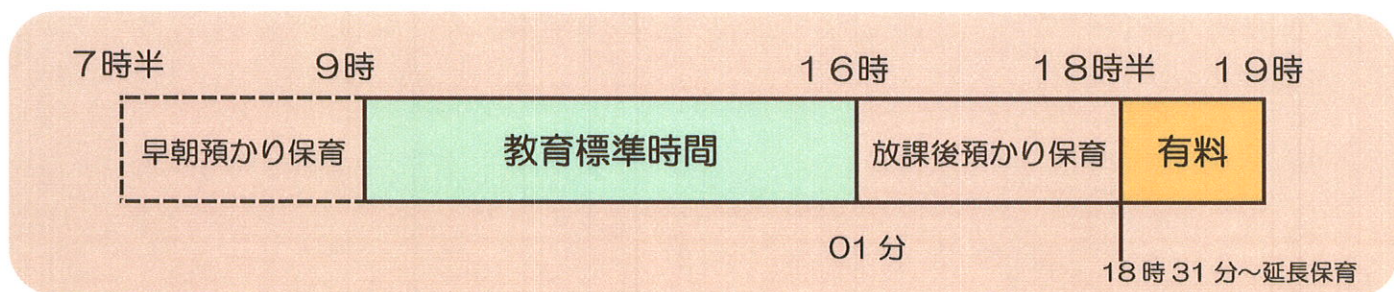
教育・保育時間



<教育標準時間利用 1号認定>

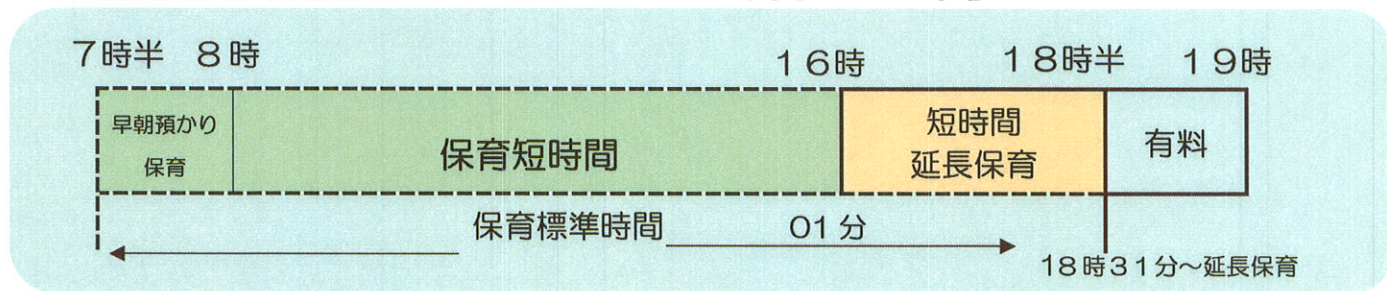
【放課後預かり保育を希望するときは当園にて手続きをします】

教育標準時間は7時間ですが預かり保育（減免の手続きを行うことで18:30まで保育を受けることができます。なお18:31以降は延長保育料が発生します。）を利用すると19時まで（土曜は17時まで）保育を受けることができます。申請される場合は「預かり保育利用申請書」を記入いただきますので保育教諭又は事務員にお声掛け下さい。



<保育時間利用 2・3号認定>

【延長保育を希望するときは当園にて手続きをします】



利用料金

お支払いの方法

【通常保育料納入】

0歳児～2歳児は新潟市が定める保育料を当園に納入いただきます。
他に下記のように徴収があります。全ての金融機関の預金口座から振替ができますが、できれば第四北越銀行を指定していただくと有難いです。入園時所定の口座振替依頼書をお渡し致しますので記入押印の上、園に提出ください。
保育料は「当月納入」で指定の期日までお願いしております。口座開設の都合上、初回月は2か月分納入いただく場合がございます。
当園は月途中に退園の場合既納の保育料などは返金できません。

保育料の未納がありますと園の運営に支障をきたします。保育料の納入が滞ることがないように口座残高の確認をお願いします。万が一保育料の滞納が著しい場合で園において適切な請求を行ったにもかかわらず納入されないときは、利用解除（退園）となる場合もあります。なお保育料の滞納がありますと滞納した保育料に対し、延滞金が発生しますのでくれぐれもご注意ください。

延滞金は（新潟市と同程度に）民法404条に基づいた利率をいただくことになります。（延滞金は年利5%程度の予定）

【実費徴収費・給食費・延長保育料】

給食費・延長保育料・園外保育・カラー帽子・教材など園で購入された物品の料金は保育料と一緒に提携金融機関の口座振替とさせていただきます。

【預金口座振替日】

振替日は毎月27日です。27日が土・日・祭日の場合には翌日となります。事前にコドモン(園児管理システム)の請求情報画面にて保育料等の通知を致しますので、前日26日までにご指定の銀行口座の残高をご確認下さい。

保育料徴収金額一覧（月単位）

保育基本利用料項目	1号認定	2号認定	3号認定
保育料	無 料	無 料	新潟市が決定
延長保育料	申請時刻により 園で決定	申請時刻により 園で決定	申請時刻により 園で決定

- ・ 1、2号認定の方は、毎日主食を家庭より持参していただきます。
もし、忘れた場合などは、別途1食100円の主食代がかかります。
- ・ 2歳児クラスは、3号から2号に認定が変わっても主食代はいただきません。
- ・ 1号/2号認定の給食費はおやつ代を含め月額5,500円となります。
- ・ 3歳～5歳児クラスで土曜日保育を希望される方は1食300円徴収させていただきます。免除の方は100円を徴収させていただきます。

延長保育料他

【延長保育料】

種 別	対 象	金 額	加算基準
延長保育 (短時間)	平 日 16:01 ~ 19:00	100 円 おやつ代 光熱費等	30 分ごとに 加算
	土曜日 16:01 ~ 17:00		
延長保育 (標準時間)	平 日 18:31 ~ 19:00		
延長保育 (1号認定)	平 日 18:31 ~ 19:00		

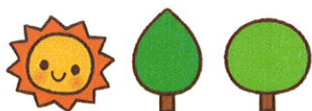
- ・新潟市の基準で行っております。
- ・閉園時間を過ぎてのお迎えは原則受け付けることはできません。
 ＊やむを得ない事情で遅れる場合につきましては延長料金をお支払いいただくこととなります。
 ＊上のお子さまの習い事等で早迎えの場合、下のお子さまも一緒にお帰りが原則となります。
 事情がある場合はご相談下さい。

【土曜日保育について】

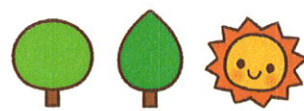
土曜日、お仕事がある場合、通院などでお子様を預けたい場合はご利用下さい。
 土曜日保育の希望につきましては、1 か月毎に確認をさせていただきますので
 宜しくお願い致します。

※給食の発注の関係上、1 週間以内の申し込みはお受けできない場合がございます。
 また、1 週間以内のキャンセルも食材を発注した後のため、1 食分を
 徴収させていただきます。

保育料、諸費用の納入は銀行口座振替のみとなります。
 手集金等現金での出納は原則行いません。銀行口座振替
 不能の場合の督促納入の際は振込手数料がかかり、その
 際の手数料は納入者負担となります。



日 課



0・1・2歳児

3・4・5歳児

開 園
順次登園
遊 び

7 : 3 0

開 園
順次登園
遊 び

9 : 0 0

おやつ

9 : 3 0



教育活動
(戸外遊び)

1 0 : 0 0

教育活動
(戸外遊び)

昼 食

1 1 : 3 0

昼 食

ひる寝

1 3 : 0 0

ひる寝

1 4 : 0 0

おやつ

1 5 : 0 0

おやつ

順次降園

1 6 : 0 0

順次降園

閉 園

1 9 : 0 0

閉 園



教
育
標
準
時
間



年間予定



4月

- ・進級式
- ・入園式
- ・誕生会
- ・内科健診
- ・保育参観(3・4・5歳児)
- ・保護者会(全園児)
- ・クラス懇談会(3・4・5歳児)

5月

- ・交通安全教室
- ・歯科健診
- ・尿検査(4・5歳児)
- ・サッカー教室(4・5歳児)
- ・親子遠足(3・4・5歳児)

6月

- ・個別懇談(3・4・5歳児)
- ・野球教室(5歳児)
- ・なの花こどもまつり
- ・スケート教室(5歳児)
- ・防災引き渡し訓練

7月

- ・七夕まつり会
- ・プール開き
- ・お楽しみ会(5歳児)

8月

- ・佐潟祭り(5歳児)
- ・視力検査(3・4・5歳児)

9月

- ・祖父母とのお楽しみ会
(2・3・4・5歳児)



10月

- ・ 歩き遠足 (3・4・5 歳児)
0・1・2 歳児のお子さんは日々の活動の中に取り入れています
- ・ 運動会 (2・3・4・5 歳児)
(※0・1 歳児は自由参加)
- ・ 内科検診
- ・ 小学校 1 年生おたのしみ会

11月

- ・ サッカー教室(4・5 歳児)

12月

- ・ 発表会 (3・4・5 歳児)
- ・ しゃかしゃかおにぎり
- ・ クリスマス会
(5 歳児クッキング)
- ・ 就学前個別面談 (5 歳児)
- ・ 音楽会

1月

2月

- ・ 豆まき会
- ・ 保育参観(全園児)
- ・ スケート教室(5 歳児参観)

3月

- ・ 雛祭り会
- ・ お別れ会
- ・ お別れ遠足(5 歳児)
- ・ 卒園式

毎月：お誕生会・発育測定・交通安全指導・避難訓練・不審者対応訓練

月に 2 回：体操教室・ダンス教室 (4・5 歳児)

スケート教室：5 歳児 年 3 回 4 歳児 年 2 回 行います。

※おおよその予定の為、変更の可能性があります。



食と保育が連携を図ることが不可欠です

当園では、新潟市保育課の管理栄養士が作成した栄養バランスの良い給食を提供しています。また当園には管理栄養士が在職し、おやつを提供食育に携わっております。

- 季節の野菜や果物類、海藻などの食材を使い、鉄やカルシウム、ビタミン等を十分に摂取出来るようにしています。
- 旬の食材を取り入れています。
- 食材のほとんどは国産を使用しています。
- 添加物を使わず、昆布やかつお、椎茸でだしを取り、薄味で素材の旨みを生かした献立です。
- 3時のおやつはスキムミルクで作ったカルシウムたっぷりの特製手作りヨーグルトを1週間に1～2回提供しています。
- 出来立ての副食を提供するなど、適温給食を行っています。
- クッキングや栽培を通して食への関心を高めています。
- 安定感とぬくもりのある、陶器の食器を使っています。
- 毎月の誕生会では園独自の献立を作成し、お誕生児をお祝いします。
- 朝食は、1日の始まりの大切なエネルギー源となりますので、安易にお菓子等ではなく、必ずご飯やパン、麺類等の主食（炭水化物）を食べさせてから登園をお願い致します。



幼児食

- 3歳未満児の昼食は、おかずと主食（ごはん）を園で提供します。
 - 3時のおやつは補食と考え、当園ではパン・ヨーグルト・おにぎりなどの軽食も提供しております。
 - 3歳以上児になりますと主食（ごはん）を持参していただきます。適温給食を考慮し、園で暖飯器を使用しています。
-
- ・ 毎日の給食とおやつを玄関に展示しております。お帰りの際にご覧ください。量や味付けについてお聞きになりたい方は、職員にお声がけ下さい。
 - ・ 3歳未満児は子どもさんの毎日の喫食状況を連絡帳でお知らせします。食事について、ご心配な事がございましたらいつでも担当栄養士にお尋ね下さい。
 - ・ 園外保育・遠足等で年に数回、お弁当をご準備して頂く日があります。ご協力をお願い致します。
 - ※園庭や戸外で楽しく食事をします。
 - ※お子様がお友達と見比べたり、食べることをためらう様な手の込んだキャラクター弁当等は原則禁止させていただきます。

おやつに「特製ヨーグルト」をたべています

【なぜヨーグルトなのか？】

【特製ヨーグルトの特徴】

- ・ スキムミルクで作りますので低脂肪です。
- ・ カルシウムが牛乳の約 1.7 倍である上に、乳酸カルシウムとして摂取するため吸収率が高く、乳幼児には最適です。
- ・ ビタミン類及びたんぱく質が豊富です。
- ・ 乳酸菌が市販のヨーグルトの5～10倍と多く、消化・吸収の促進、整腸作用の効果があります。
- ・ 園で作るので無添加です。



離乳食

- 離乳食はご家庭と連携を取り、月齢に応じ個別に準備します。（離乳食は満1歳6か月までとなります）
- 乳児の粉ミルクは園で準備いたします。メーカー個別対応しております。
- 哺乳瓶と乳首は消毒した物を準備しております。S,M,Lの丸穴を主に使用しておりますが、それ以外（ヌーク、クロスカット、Yカット）をご希望の方はご相談下さい。
- 冷凍母乳をご希望の方は、お預かりいたしますのでお申し出下さい。
- 日中の保育時間に授乳においてになる方は、保育教諭にお知らせ下さい。
- 献立だよりに離乳食献立を掲載しております。参考にされて下さい。

8ヶ月の子どもさんの離乳食

【献立例】

- ・ 全がゆ
- ・ 鶏肉のやわらか煮
- ・ きゅうりのサラダ
- ・ 大根の味噌汁
- ・ 果物





食育の目標



食べることは生きることの源であり、心とからだの発達に密接に関係しています。乳幼児期から、発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本となる「食を営む力」を培うことが重要です。

そこで、乳幼児が「楽しく食べる子ども」に成長していくことを期待して以下の5つの子ども像の実現を目指します。

① おなかがすくリズムがもてる子ども

子ども自身が「おなかがすいた」という感覚がもてる生活を送れることが必要です。そのためには、1日の生活リズムの基本的な流れを確立し、その中で十分に遊び、充実した生活を送れるように支援します。

② 食べたいもの、好きなものが増える子ども

子どもが意欲的に新しい食べものに興味や関心をもち、食べてみようと思えることができる環境を整えることが重要である。さまざまな体験を通していろいろな食べものに親しみ興味・関心が持てるよう支援します。

③ 一緒に食べたい人がいる子ども

人とのかかわりの中で人に対する愛情や信頼感が育つことで、食べる時も「誰かと一緒に食べたい」と思いが持てるよう支援します。

④ 食事作り、準備にかかわる子ども

食事を作ることや食事の準備をすることによって、食べることは生きる喜びにつながっていることの自覚を促します。

⑤ 食べものを話題にする子ども

食材の栽培を通して自然の恵みに感謝し、食に関する絵本や遊びにより食べものへの興味・関心に繋がります。また、体験を深め食べものについて話したりできるように支援します。

乳幼児期には①、②、③を重点課題とし、④、⑤については学童期の取り組みとして先取りすることなく、無理のない食育の実践をしていきます。



園でのアレルギーの除去食

- 除去食は、親子ともに心理的にも大きな負担となることが多く、何もかも制限してしまうほどの除去食の場合は発育障がいや栄養失調などになるなどの危険性もあり、慎重にすすめなければなりません。

保護者の独自の判断で食物除去をしないようにし、定期的にアレルギー抗体検査や診断を受け、その指示にしたがってすすめるようにします。

卵・牛乳・小麦は、3大アレルギーとしてもよく知られていて除去するケースも多いのですが、そば・ピーナッツのようにたまにしか使わない食品であっても、食べてしまうと激しいショック症状を起こしやすいものもあり、保護者や家庭との連携を密に取り合うことは大変に重要です。

食物アレルギーは医師により診断が異なったり、乳児期は診断が確定できないことも多く、近年は食物除去の種類が増える傾向にあります。診断の基本は、「負荷試験」が基本ですが実施医療施設に限りがあるのが現状です。

当園は、新潟市からの「食物アレルギーに対する手引き」を基に対応をします。除去食を希望される方は医師の診断書を基に「食物アレルギー用献立」を作成し、除去食の確認を行います。

- 例えば卵アレルギーであれば、下の左のものを口にすることが出来なくなります。

卵（およびその製品）禁止の場合の食物

食べられないもの	それにかわるもの
・鶏卵、その他卵類、 ・マヨネーズ、マヨネーズを使ったサラダ ・カステラ、ケーキの素、ホットケーキ（インスタントホットケーキ）、ビスケット、ボーロ、プリン、アイスクリーム、菓子パン等 ・カツ、フライ、コロッケ、てんぷらなどのころも、てんぷら粉、スープの素、生そば ・さつま揚げなどの練り製品	・魚、豆腐、豚肉 ・サラダ油、酢、塩などでフレンチドレッシングにする ・ミルクノンビスケット、いそべせんべい、小麦粉、ベーキングパウダー、砂糖でホットケーキ、蒸しパンをつくる ・卵を入れないでてんぷらのころもをつくる

- 当園では、アレルギー児用の災害非常食の常備（備蓄）をしています。



保健と衛生管理



1. 園児の健康管理

● 園での活動にスムーズに入れるよう、生活リズムを整えましょう

- ・夜遅くまで起きている、朝いつまでも寝ている等、不規則な癖をつけないよう、就寝・起床時刻を正しくし、生活リズムを整えましょう。
- ・爪が長いと自分が傷を負うだけでなく、他児にケガをさせてしまう危険や感染症を蔓延させてしまうことがあるので、爪はいつも短く切ってきれいにし、やすりをかけて下さい。

【登園時必ずお知らせ下さい】

昨夜熱があった、食欲がなかった、嘔吐や下痢をした、怪我をした、いつもと様子が違ったなど、健康上に変わったことがあればお知らせ下さい。

- ・発熱
- ・嘔吐、下痢、毎日便が出ていない
- ・機嫌が悪い、元気がなく顔色が悪い
- ・通院した場合は病院名、病名と症状

保育中に発熱（基本 37.5 以上）、おう吐、下痢など体調が悪くなった時には早めに連絡します。全身症状を見て、熱が全くない場合でもお子さんの健康状態が良くない時には連絡する事があります。その場合は、速やかにお迎えをお願いします。病後も感染の可能性がなくなり体力が戻るまでは、ご家庭で静養して頂く事をお勧めします。

※緊急連絡先が変更になった場合には、速やかに園にお知らせ下さい。

※日々観察の必要な持病をお持ちのお子さんは必ず入園の際にお知らせ下さい。
（食物アレルギー・薬アレルギー・けいれん・喘息・脱臼・心臓病）

【病気の種類によっては、他の園児さんにうつります】

- ・病気の疑いのあるお子さんは、自己判断せずに必ず病院を受診し、医師の指示のもと問題がなければ登園して下さい。特に1歳未満のお子さんの場合は、園がお預かりできる状態でないと判断した場合、ご家庭で静養していただく事もあります。
- ・感染性胃腸炎等で嘔吐、下痢の症状がある場合、お子さんも集団生活に参加することが辛く、更に食事が摂れないこともあり体力の消耗も非常に心配されます。また、ノロウィルスやロタウィルス、アデノウィルスが原因の感染性胃腸炎は感染力が強く、他児への感染を防ぐ意味でも症状が治まるまで登園を控えて回復に努めて下さい。必ず医療機関の受診もお願い致します。
- ・その他の病気（中耳炎、とびひ、湿疹等）については、お子さんの状態を見ながら園生活に支障がないかどうか医師の判断の下で、集団生活で支障がない場合に限りお預かりしています。夜から朝にかけての様子や食欲等、登園時に職員に詳しくお伝え下さい。



【友だちと遊んでも大丈夫？】

病気やけがの後登園される時は、医師に「認定こども園に通っている」ことを説明し、登園しても良いかどうか指導を受けて下さい。

2.感染症について

●乳幼児が集団生活をする園において、日々の感染症対策は重要です

ウィルスや細菌のような病原体が体内に入り、熱や咳、嘔吐、下痢などの症状が現れることを「感染した」状態と言います。感染症の種類によって病原が体内に入り込む経路は異なりますが、乳幼児の利用施設である園は、「経口感染」や「接触感染」、「飛沫感染」が主とされています。

子どもは、手に届く範囲で何でも触れますし、何でもなめて遊びます。

園という施設は、多様な生活形態のご家庭からの集まりですから、様々な菌やウィルスを持った状態で登園しているといっても過言ではありません。

集団保育の中で、可視化できないウィルスや菌を除去することのむずかしさは表現のしようがありません。つまり園内での消毒には当然物理的限界があり、感染防止や予防をすることは不可能です。一人でも感染症が発生した場合はお知らせいたします。園内での嘔吐による汚物等については、新潟市からの指導により、そのままでの状態でお返しいたしますので、ご理解をお願い致します。

【健康管理】

●年間保健計画●

嘱託委による内科健診	．．．．．	年に2回
嘱託委による歯科検診	．．．．．	年に1回
巡回歯科指導(3・4・5歳児)	．．	年に1回
尿検査(4・5歳児)	．．．．．	年に1回
専門医による耳鼻科健診	．．．．	3年に1回
専門医による眼科健診	．．．．．	2年に1回
視力検査(3・4・5歳児)	．．．．	年に1回
発育測定	．．．．．	月に1回

検診の日に欠席した場合や、医療機関への受診依頼書をお渡しした場合は、1週間以内を目安に速やかに医療機関へ受診して下さい。



感染症について



1. 予防接種について

予防接種は入園前に出来るだけ済ませておいて下さい。

なお在園中に接種する場合は、接種後の登園は急変のおそれがある為、なるべく降園後に接種を受け、ご家庭でお子さまの経過を観察して下さいますよう、ご理解ご協力をお願い致します。

麻疹（はしか）

麻疹は特に感染力が強く、時に命やその後の健康な生活を脅かす怖い病気のひとつです。

MRワクチン（麻疹・風疹の混合ワクチン）

1期の接種は入園までに、2期の接種は年長児クラスになったら受けるようお願い致します。

*MRワクチンの無料接種の時期は

1期：1歳以上2歳未満

2期：小学校就学前の一年間

となります。

2. 感染症の場合の登園について（保育課より）

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症の集団発生や流行を出来るだけ防ぐ事で子ども達が快適に生活出来るようにすることが大切です。

お子さまが感染症にかかった場合は医師の診断に従い園での集団生活に適應できる健康状態に回復してから登園するようご理解とご協力をお願い致します。

又下記②～⑫の感染症についてはかかりつけの医師より「登園許可証明書」を、

①・⑬は保護者より「解除届」を記入していただき園にご提出下さい。

①インフルエンザ
(インフルエンザ様風邪も含む)

⑥水痘（水ぼうそう）

⑪溶連菌感染症

②百日咳

⑦咽頭結膜炎（プール熱）

⑫アデノウイルス感染症
(⑦⑩以外)

③麻疹（はしか）

⑧結核

⑬コロナウイルス感染症

④風疹（三日はしか）

⑨急性出血性結膜炎

⑤流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）

⑩流行性角結膜炎

なお、その他の感染症（感染性胃腸炎・RSウイルス感染症・ヘルパンギーナ・手足口病・マイコプラズマ肺炎他）はかかりつけの医師より「登園して良い」旨の指示を受けてからの登園となります。



感染症の登園基準



※こども家庭庁 2023 年 5 月一部改訂版 10 月一部修正 保育所における感染症対策ガイドラインをもとに作成したのになります。

病 名	潜伏期間	感染経路	主な症状	登園基準
1 インフルエンザ	1～4 日	飛沫感染及び接触感染	高熱・倦怠感・食欲不振・関節痛・筋肉痛等の全身症状、咽頭痛・鼻汁・咳等気道症状等	発病した後5日経過し、かつ、解熱した後、3 日経過していること（乳幼児の場合）
2 百日咳	7～10 日	飛沫感染及び接触感染	特有な咳、連続性・発作性の咳が長期に続く等	特有な咳が消失していること又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること
3 麻疹（はしか）	8～12 日	飛沫感染、接触感染及び空気感染	高熱、咳、鼻水、結膜充血、目やに、コプリック斑、顔・頸部発しん等	解熱後 3 日を経過していること
4 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス）	16～18 日	飛沫感染及び接触感染	発熱、唾液腺（耳下腺、顎下腺・舌下腺）の腫脹・疼痛等	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
5 風しん	16～18 日	飛沫感染及び接触感染	紅斑発しん・発熱・リンパ節腫脹、悪寒、倦怠感、眼球結膜充血等	発しんが消失していること
6 水痘（水ぼうそう）	14～16 日	飛沫感染及び空気感染	発しん（顔・頭部→全身）斑点丘疹状→水疱（水ぶくれ）→痂皮（かさぶた）等	全ての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
7 咽頭結膜熱（プール熱）	2～14 日	飛沫感染及び接触感染	高熱、扁桃腺炎、結膜炎等	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日を経過していること
8 流行性角結膜炎	2～14 日	飛沫感染及び接触感染	目が充血し、目やにが出る（幼児の場合目に膜が張ることもある）等	結膜炎の症状が消失していること
9 結核	3 か月～数 10 年	空気感染	慢性的な発熱（微熱）、咳、疲れやすさ、食欲不振、顔色の悪さ等	医師により感染のおそれがないと認められていること
10 急性出血性結膜炎	平均 24 時間又は 2～3 日	飛沫感染及び接触感染	強い目の痛み、目の結膜（白眼の部分）の充血、結膜下出血、目やに、角膜の混濁等	医師により感染のおそれがないと認められていること
11 溶連菌感染症	2～5 日	飛沫感染及び接触感染	扁桃炎（発熱、喉の痛み・腫れ、化膿、リンパ節炎）伝染性膿痂疹（とびひ）等	抗菌薬の内服後 24～48 時間が経過していること
12 ヘルパンギーナ	3～6 日	飛沫感染、接触感染及び経口感染	発熱、のどの痛み、咽頭に粘膜しん、水疱（水ぶくれ）・潰瘍等	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
13 手足口病	3～6 日	飛沫感染、接触感染及び経口感染	口腔粘膜、水疱性発しん、発熱・喉の痛みを伴う水疱（水ぶくれ）等	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
14 伝染性紅斑（りんご病）	4～14 日	飛沫感染	発熱、倦怠感、頭痛、筋肉痛、淡紅色斑丘しん等	全身状態が良いこと
15 ウイルス性胃腸炎（感染症胃腸炎）（ロタウイルス感染症）	1～3 日	経口感染、接触感染及び飛沫感染	嘔吐、下痢等	嘔吐、下痢等の症状が治まり普段の食事がとれること
16 ウイルス性胃腸炎（感染症胃腸炎）（ノロウイルス感染症）	12～48 時間	経口感染、飛沫感染及び接触感染	嘔吐、下痢等	嘔吐、下痢等の症状が治まり普段の食事がとれること
17 RSウイルス感染症	4～6 日	飛沫感染及び接触感染	呼吸器症状等	呼吸器症状が焼失し、全身状態が良いこと

病 名	潜伏期間	感染経路	主な症状	登園基準
18 マイコプラズマ肺炎	2～3 週	飛沫感染	咳、発熱、頭痛等	発熱や激しい咳が治まっていること
19 突発性発しん	9～10 日	移行抗体が消失する乳児期後半以降に唾液等から感染	高熱、解熱するとともに紅斑等	解熱し期限が良く全身状態が良いこと
20 伝染性膿痂疹(とびひ)	2～10 日	接触感染	水疱(水ぶくれ)、びらん、痂皮(かさぶた)等	*病変部を外用药で処置し、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆ってあれば通園可能。
21 伝染性軟属腫(水いぼ)	2～7 週	接触感染	1～5mm程度の常色～白～淡紅色の丘しん等	*衣類・包帯・耐水性ばんそうこう等で覆い、他の子どもへの感染を防ぐ
22 新型コロナウイルス感染症	約5日間(平均3日間)	飛沫感染 エアロゾル感染及び接触感染	発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻汁、味覚異常、臭覚異常、(無症状)等	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること *無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日として、5日を経過すること

注 1・22 は医師の診断後、出席停止期間終了後に登園する際は、療養解除届を保護者が記入し、園へ提出して下さい。

その他の感染症は、医師より「登園許可証明書」を書いてもらい、園へ提出して下さい。



【虫歯予防】

・歯磨き

園では虫歯予防の為、給食後に歯磨きをしています（４・５歳児）。歯磨きの大切さを絵本や紙芝居などで伝え、虫歯予防への関心を高め、パペット（指人形）を使い歯磨きの仕方を伝えたり仕上げ磨きをしたりして、歯磨きの習慣が身に着くようにし、虫歯予防に努めています。

・フッ化物洗口（洗口剤によるフッ化塗布）を行っています

４歳児への進級前に申込書を配布し、フッ化物洗口の希望を取ります。新潟市から補助金を受けて行っている事業の為無料です。

《フッ化物洗口（洗口剤によるフッ素塗布）の効果と安全性》

永久歯が生え始める時期は４歳頃からといわれており、虫歯予防がさらに大事な時期であるとされています。特に６歳臼歯（第１大臼歯）と呼ばれる大人の奥歯は、もっとも大きく噛む力も強く、歯並びの基準となる大切な歯ですが、もっとも虫歯になりやすいという特徴もあります。フッ化物（フッ化ナトリウム）には虫歯による歯のカルシウムが溶け出すのを溶けにくくし、たとえ溶け出したとしてもカルシウムが再び歯について（再石灰化）むし歯になりかかった歯を元通りにしてくれる働きがあります。

また、厚生労働省、日本歯科学会、日本歯科医師会、WHO（世界保健機関）、FDI（国際歯科連盟）、IADR（国際歯科研究学会）などの専門機関が一致してフッ化物の有効性と安全性を認め、その積極的な利用を推奨しています。国家によっては、水道水に直接フッ化ナトリウムを混入しているところもあるほどです。

《フッ化物洗口の方法》

フッ化物洗口は、１分間フッ化物（フッ化ナトリウムを主原料とした薬品で、現在使用しているものはオラブリス）の入った水で、「ぶくぶくうがい」をするだけの簡単な方法です。洗口後、口に残るフッ化物の量は、万が一全部を飲み込んでしまっても、まったく心配のない量であると言われており安心して洗口できます。

【マダニ刺咬予防について】

近年、最高/最低気温の上昇もあり、吸血性のダニ（マダニ類）による被害の増加が言われています。子どもがマダニに吸血された事例も報告されているようです。

園のこれからの野外活動に際しては、マダニ刺咬は重篤な疾患の原因にもなりますので、長袖・長ズボンを着る、虫よけスプレーを噴霧するなどの予防対策を行って参りますが、子どもが草むらなどに近寄る以上、マダニの被害の可能性をゼロにすることはできません。野外活動以外の時や、家の庭などでも危険はあります。

林野庁や国立感染症研究所の情報によると、入浴の時に頭髪の中や全身をチェックすることが重要なようです。全身チェックは園では難しいことですので、各ご家庭でどうぞお願い致します。



3. 乳幼児突然死症候群(SIDS)から赤ちゃんを守る為に

【SIDS（乳幼児突然死症候群）とは？】

それまで元気だった赤ちゃんが事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死してしまう病気です。日本では毎年 150 の赤ちゃんがこの病気で亡くなっています。これは生まれてきた赤ちゃんの約 2 千人に 1 人の割合です。そのほとんどが 1 歳未満の乳児期の赤ちゃんに起きています。原因はまだよくわかっていませんが、育児環境の中に SIDS の発生率を高める因子のあることが明らかになってきています。

【園で留意していること】

- 赤ちゃんを 1 人にしません。
- 保育教諭や保育士が見回り、0 歳は 5 分ごと、1 歳は 10 分、2 歳以上児は 20 分ごとに様子を観察し記録します。
- ベッドの周りには紐やタオルなど、危険なものは置きません。
- 定期的に健康診断を行い、お子さんの発達の様子を把握しています。
- うつぶせ寝で寝かせないようにしています。
- 0・1 歳児のその日の体調を見て、必要なお子様についてはベビーシエスタ(呼吸確認マット)を使用し、呼吸観察をしております。

【気を付けて！】

• あおむけで寝かせましょう

研究者の調査より、うつぶせに寝かせた時の方が SIDS の発生率が高いと言われていました。しかし SIDS は、あおむけ寝でも実際に起こりますし、うつぶせ寝が直接的な原因というわけではなく、なぜうつぶせ寝が SIDS のリスクを高めるかは不明です。赤ちゃんの異変にすぐに気づけるようにあおむけに寝かせましょう。

• タバコをやめましょう

SIDS の発症率は家族に喫煙者がいる場合と喫煙者がいない場合に比べて約 4.7 倍にも増加するといわれています。これは周囲にいる人がタバコの煙を吸ってしまう受動喫煙によるものと考えられており、乳幼児突然死症候群の原因とも言われています。他にも受動喫煙によるお子さんへの影響は大きく、特に呼吸器系への影響、急性気管支炎や肺炎、喘息などを引き起こし、発作の回数を増やす原因にもなります。また、鼻や耳の線毛運動機能も低下するため、慢性副鼻腔炎（蓄膿症）や扁桃肥大、中耳炎がおこりやすくなり、さらに免疫力が低下するので風にも罹りやすくなり虫歯、発育障害、知能低下、低身長など、タバコの害は多岐に渡ります。今は医療保険でやめられますので家族や周りの人のためにもタバコはやめましょう。

• できるだけ母乳で育てましょう

厚生労働省では、SIDS の予防法として「出来るだけ母乳で育てる事」も提唱しています。母乳で育てられている赤ちゃんは、人工乳（粉ミルク）で育てられている赤ちゃんと比べて SIDS の発症率が低いという報告があるためです。ただし、人工乳自体が SIDS を引き起こすわけではありません。赤ちゃんの体重が増えていない時は、必要以上に母乳にこだわらず人工乳を上手に利用しましょう。



4. 集団生活等における与薬について

新潟市福祉部保育課と新潟市医師会小児科医会で協議済みです

通常乳幼児への与薬はご家庭において保護者の責任を持って行われることとし、保育教諭等による園児に対する与薬は原則として行わない事となっております。

しかし医師の指示でやむを得ず必要となる場合に限り保育教諭等が取り扱いの基準を守った中で与薬を行うことは可能です。

1. 医師の指示

風邪などで診察を受け薬が処方される際、通園している旨を伝える事で「朝夕のみ」の与薬になりますが、病気の回復期であり「園でも与薬が必要」という医師からの与薬指示があった場合のみ与薬を受け付けます。

＊慢性疾患（心臓疾患・喘息・アレルギーなど）で必要となる場合は保育課にご相談下さい。場合によっては主治医の診断書の提出が必要になります。

2. 与薬の依頼

ア 指定の用紙：与薬依頼書（別記様式1）に必要事項を記入して「日付・クラス・氏名を書いた薬」と共に「必ず職員に手渡し」をして下さい。
液体の場合は1回分の飲みきり量をお持ち下さい。

イ 与薬依頼書は医療機関ごとに1枚とし、与薬を依頼するたびに提出が必要です。
用紙がない場合、お薬を預かってでも与薬することは出来ません。

ウ 慢性疾患で長期間与薬が必要な場合は初日に（別記様式1）の提出後2日目から与薬依頼書（別記様式2）をご使用いただきます。又薬の内容に変更や追加処方があった場合はその都度（別記様式1）をご使用いただきます。

エ 一回量に出来ない軟膏薬・点眼薬の場合は分かりやすい場所に名前をしっかりと記入下さい。

1. 与薬対象となる薬

(1)園児を診察した医師の処方した薬のみとなります。

① 内服薬（症状がある時だけ服用する「頓服」は対象外です。）

回復期であり指定時間に飲まないとは再び症状悪化の可能性がある時。

- ② 軟膏薬（家庭においても十分な手当てをしていることを大前提とする。）
アトピー性皮膚炎・湿疹など手当てをするよう主治医の指示があり園で対応できる範囲という条件の元で行います。
- ③ 貼付剤（活動中にはがれた時に貼り替えが必要ならその旨と薬依頼書に記載）
打撲・捻挫時に使用する冷・温湿布です。
- ・喘息などの貼付剤（ホクナリンテープ等）：自宅から貼ってきた場合は口頭でお伝え願います。
 - ・主治医の指示のあった場合のみ行います。
貼付部位と活動中にはがれた時の対応も職員に確認とともにと薬依頼書にご記入下さい。
 - ・ホクナリンテープについてはプール活動時が可能な体調である事が前提としプール活動時ははがす事になりますがその場合家庭から貼って8時間経過しますと8割程度吸収されているそうですので活動後新たに貼付は致しません。（薬剤の過剰投与防止）
- ④ 点眼薬
登園前・帰宅後の対応だけでは間に合わなく園での与薬が必要と確認されている場合には行いますが検査の準備等の場合は与薬できません。
- ⑤ 座薬 原則行いません。
但し例えば熱性けいれんの頻発やけいれん止めの座薬で医師から具体的な文書による指示がある場合は事前に保育課へご相談下さい。その際、保護者・主治医・保育課・区役所との連携を密にする必要があります。
- ⑥ 食物アレルギー（アナフィラキシー）処置薬
医師が記入した「アレルギー疾患生活管理指導表」に緊急時に備えた医薬品が処方されている場合は与薬のタイミング・与薬後の対応について医師から具体的な文書による指示を受けて与薬を行います。

4. 与薬対象外となる薬

- ①市販薬・自家製薬・・・保護者の個人的な判断で持参した薬。
- ②頓服・・・園児の状態観察や服用の判断が必要な与薬は行えません。
- ③喘息治療の吸入薬のうち長期管理薬は家庭での吸入で対応できるものであり発作改善薬については対象園児が病児の範疇に入ります。
発作時の園児の状態観察や吸入の判断が必要な与薬は行えません。
- ④座薬・・・保育課に相談して許可のあった特殊な場合を除き原則として与薬は行いません。



＊その他・・・以前医師から処方された残っていた薬。兄弟が処方された薬

5. 与薬依頼時に園が確認させて頂くこと

ア：前夜からの健康状態 熱・食欲・下痢・嘔吐の有無・機嫌顔色の良し悪し

イ：薬の用法 薬の種類・服用方法・時間など

ウ：その日の保護者との連絡方法（お子さまの状態悪化時などに連絡がつくようにします。）

6. 以下のような場合与薬できない場合があります。

与薬依頼書がない。記入漏れがある。など。

お子さまが服用を嫌がる。吐いてしまう。

水薬の変色・性状が変わったと判断されるとき。

虫刺されについて

私たちの園では外で遊ぶことは子どもさんが豊かに成長発達していく上でとても重要なことと考えております。

その遊びの中で、蚊に刺されることも当然あります。

もしも刺された時には、水で洗い流す、又はレスタミン軟膏薬等を塗る対応をとらせていただいております。

園での事故による与薬について

＊園は障害保険に加入しております。

園で怪我をした際の受診で与薬があった場合

(1)医師からの指示を保護者に伝え与薬の確認をとらせていただきます。

(2)降園時保護者より与薬依頼書をご確認いただき保護者名をご記入いただきます。

※ 与薬依頼の一切については、保護者の方の責任となります。
ご不明な点はお尋ね下さい。



与薬依頼書用紙

様式1

与 薬 依 頼 書

施設長様

医師の指示によりやむを得ず保育時間中における与薬が必要となり保護者の責任において、保育園等での園児に対する与薬を行っていただく依頼いたします。

依頼日 平成 年 月 日

園児名 _____ 保護者名 _____ 組 _____

医療機関名 (担当医師名)	(電話 _____)		
病 名			
薬の種類	与薬方法(用法・用量等)	処方された日	
内服薬 ①	時間 食(前・間・後) 分	月 日	
	方法 そのまま 水で溶く その他()		
内服薬 ②	時間 食(前・間・後) 分	月 日	
	方法 そのまま 水で溶く その他()		
塗り薬	回数 回(時間)	月 日	
点眼薬	患部 ()	月 日	
	回数 回(時間)		
	患部 (左目 ・ 右目)	月 日	
		月 日	

【注意事項】薬の容器や袋には必ずクラス名と園児名を記載するとともに内服薬などが複数の場合には、それぞれ①、②と記載してください。

処理欄	受付者	与薬者	与薬時間	:
-----	-----	-----	------	---

様式2

与 薬 依 頼 書

保育園長様

組 名 _____

園児名 _____

与薬依頼日	保護者氏名	受付	与薬
H . /			
H . /			
H . /			
H . /			
H . /			
H . /			
H . /			
H . /			
H . /			
H . /			
H . /			
H . /			
H . /			
H . /			
H . /			
H . /			
H . /			
H . /			
H . /			

5.主に利用している病医院リスト

当園が主に利用している医療機関は下記の通りです。

怪我や急病の際、緊急に医療機関へお子さんをお連れする場合は、次の医療機関を利用します。

部門	機関名	電話番号	住 所
《外 科》	内野整形外科	378-6990	西区内野町 53-5
《耳鼻咽喉科》	相馬医院	262-0033	西区五十嵐中島4丁目 1-8
《内 科》	田澤内科	239-2041	西区山崎 1145
《歯 科》	たかだ歯科医院	264-3911	新潟市西区赤塚 4390
《眼 科》	内野おがわ眼科	264-5888	西区内野町 53-10
《小児科》	やぎもと小児科	232-3100	西区中権寺 2941
《皮膚科》	新大前皮膚科	269-1210	西区小新西 8-14-7
《脳外科》	栗田脳外科	232-8855	西区小針西 3-14-7
《総合病院》	済生会新潟第二病院	233-6161	西区寺地 280-7



万が一に備えて保険に加入しています



【保険加入について】

当園では有限会社日保協の保育園総合保険に加入しております。
この保険は、年間行事のご家庭の方から参加して頂く行事の中で、ご家庭の方にケガ等が生じた場合、その程度に応じて保険の対象となります。

【自動体外式除細動機（AED）】

当園事務室に AED 機器を常備しており、園内での必要性はもとより地域の方が万一の際に利用できるよう備えています。AED は、電気ショック治療（除細動）が必要か不要かを自動的に判断し、心室頻拍を電気ショックで治療する医療機器です。当園の職員は都度研修を行い、いつでも AED が使えるように訓練をしております。

【救急処置】

事故に適切に対応できるように、全職員が救急法の講習を受けて CPR 等に対応できるようにマニュアル化しております。
救急車要請通報し救急車が到着するまでの間の応急処置（心肺蘇生術）が行えます。

【園でのケガ・事故について】

園ではお預かりしたお子様の安全を第一に活動していますが、思いがけずケガをしたり、事故に巻き込まれたりすることがないとも限りません。
その場合、お子様の状態により保護者様（第 1 緊急連絡先）に連絡する前に救急車を要請する事もあります。
緊急を要しない場合、ケガの状態をお伝えし受診するか、すぐのお迎えか、勤務後のお迎えかについて保護者様の判断を頂くことになります。又、諸事情により、すぐの受診が出来ない場合、園がタクシーを依頼し職員が受診する場合もあります。その際 後日、受診者証・マイナンバーカード又は健康保険資格確認書が必要となり、保護者様に医院に行ってお受けしていただくことになります事をご承知下さい。

【警備会社依頼】

警備会社のシステムを導入して万一の火災に備えています。

【防犯対策】

監視カメラを必要箇所に設置しており、24 時間体制の防犯カメラ制御システムで録画しています。登降園の様子は事務室からもモニターで確認することが出来ます。

【防犯装置】

当園では不審者などからの防犯対策の為、警備会社との連携をはかり非常通報機能を備えた防犯装置を備えて普段より防犯対策を強化しております。

お子様を災害から守るために



防災訓練等計画



園では毎月1回避難訓練（火災・地震・竜巻等）と不審者対応訓練を計画実行しています。

目的

- 職員** *訓練を繰り返す事で「緊急時」において冷静で正しい判断（時に自己判断が必要な時也有）の基に、「子どもたちの命を最優先」「被害を最小限」に留める意識と責任感を身につける。
- 園児** *どんな状況にあっても泣かずに落ち着いて保育教諭の傍で、次の行動が取れるように待つことが出来るようになる
*繰り返し訓練を受けながら成長と共に最低限の「ルールを守ることが自分を守ることに繋がる」事を理解し行動できるようになる。

子どもの守るべき最低限のルール

- 1：泣かないでお話を聴きましょう。
- 2：泣かないで先生を見ましょう。
- 3：一緒に行動しましょう。

指導上の留意点

- （火事）** ①集まる事が機敏に出来る様、日頃から活動を通して身に付ける。
②非常ベルを知り行動できるようにする。（口を閉じてお話を耳を傾け次の行動に備える。）
③合図があったら遊んでいる場所から持ち物、履物に拘らず近くの保育教諭の下に集まることが出来る。
④保育教諭の指示に従いおしゃべりせず敏速に行動できるようにする。
- （地震）** ①保育教諭の話を聞き速やかに机の下に入ったり、落下物のないところに身を寄せ、保護することの出来る物で頭を守り次の指示誘導を待つ。
②トイレなどの個室に一人にいる時に危険を察したら、慌てずにその場で大きな声を出して保護を待つ。
③揺れが収まったら、保育教諭の指示の基で頭を守りながら素早く安全な場所に避難する。
- （竜巻・台風など）**
*建物の外にいた場合・・・保育教諭の指示に従いすぐに遊びをやめて急いで室内に入る。
或いは安全と思われる場所に誘導されたら静かに次の指示を待つ。
*建物内にいた場合・・・保育教諭の指示に従いすぐに遊びをやめて皆で身を寄せ合って次の指示を待つ。
出来るだけ体を丸めて頭を守りみんなで身を寄せ合い守り合う。
- （引き渡し訓練）**
*様々な大きな災害を想定して、命を引き渡す訓練です。子ども達は保育教諭の指示に従い
「安全な場所で落ち着いてお迎えを待つ」、保育教諭は「臨機応変な判断と責任」を持ってお子様をお預かりし
「確実に保護者にお渡しする」、保護者は「ご自分の身の安全を第一に焦らず大事なお子様を迎えに来られる」という共通意識で臨む訓練です。
- （不審者）**
*不審者侵入時、保育教諭の指示で落ち着いて避難・行動する。
*園内だけに通用する秘密の合い言葉によって身の危険を察知したら
絶対に泣かない！声を出さない！物音を立てない！で保育教諭の指示で身を隠す。
或いは保育教諭と共に安全な場所に避難する。
*トイレなどの個室に一人にいる時に危険を察したら、慌てずにその場を動かずに声を出さずに隠れて待つ。

お知らせ下さい。

特に緊急時に必要になりますのが、お子様の情報と保護者の情報です。
①緊急の保護者連絡先や連絡を取らせて頂く時の優先順位。
②お子様の体質で園側が特に周知する必要がある事柄。
③お子様の血液型（保護者が分かる場合のみ）を園児名簿にて把握させていただきます。
地震は震度5以上もしくは、それ以下でも園内での待機が危険と判断された場合は、お子様を避難所に誘導致します。
なの花こども園は「なの花こども園駐車場」もしくは「赤塚中学校」が避難所になっています。
（緊急時は、メールにて連絡させていただきます。）

備蓄・備品について

園の備蓄品は下記のようにしております。※印は新潟市補助金より購入

<備蓄>

① 保存水

※② 米飯数種類

③ お粥

※④ 副食（汁物・カレー等）

※⑤ おやつ

⑥ 固形ミルク（使い捨てまほうびん）

⑦ アレルギー食（おやつ含む）

<備品>

※① 簡易トイレ

② 蓄電器

③ 発電機

④ カセットコンロ

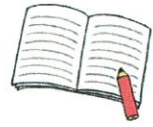
⑤ 毛布

⑥ ヘルメット・頭巾





緊急連絡先について



①緊急時の必要事項

病気やケガなどの緊急時やその他の用件で、連絡をすることがあります。

「世帯情報」には、携帯電話又は必ず連絡の取れる電話番号を記入して下さい。

【世帯情報に変更があったら】

携帯番号、保護者の勤務状態、保護者以外の連絡先、住所などの変更があった場合、また世帯員の増減があった場合はお知らせ下さい。保育料の算定にも関わりますので速やかにお知らせ下さい。

②変更手続きの方法

変更の内容によって、提出書類や方法が異なりますので、その都度、事務室までお知らせ下さい。

【就労先が変わったら】

新しい就労先の詳細をお知らせ下さい。2・3号認定のお子さんの保護者は、区役所に就労の変更を知らせる必要があります。所定の用紙をお渡ししますのでご提出。1号認定のお子さんの保護者は、就労は不問です。

月の就労時間により保育が必要となる程度に応じて、「保育標準時間」、「保育短時間」の区分の見直しがあり、同時に延長保育時間も変わります。認定の見直しにより、遡って月初めから延長保育料が発生して請求される場合もありますのでご注意ください。

【利用認定の変更をしたい】

1号から2号または、2号から1号認定に変更したいなどの希望がある場合には遠慮なくご相談下さい。



プライバシー尊重と保護



なの花こども園では
個人情報の適切な保護に努めています

個人情報の取り扱いについてお気付きの点がございましたらお気軽にお申し出下さい。

【個人情報保護に関する基本方針】

当園は、個人情報の正確性と重要性を十分意識し、園児や保護者等の個人情報の取り扱いに当たり関係法令及び厚生労働省が定めたガイドラインを遵守するとともに、個人情報の適切な保護に万全を尽くし、保護者の皆様や地域から信頼される園づくりに努めて参ります。

① 個人情報の取得、利用及び提供について

- ・個人情報の取得に際して、利用目的をできるだけ特定したうえで本人に通知、又は公にします。
- ・個人情報はその利用目的の範囲内で適切に利用し、外部に提供する場合は本人の同意を得ることとします。

② 個人情報の適切な管理について

- ・個人情報は、漏えい、滅失また、き損等がないように適切に管理します。
又、不要となった個人情報は確実に破棄又は消去します。
- ・役職員や関係者に対しては、個人情報に関する教育、研修を実施し、個人情報保護に対する意識を徹底します。
- ・利用目的達成のため、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

③ 個人情報の開示、修正及び利用停止について

当法人は、本人から個人情報についての開示、修正及び利用停止の請求があった時は、内容を確認し、速やかに対応します。

④ 苦情等への対応について

当法人は、個人情報の取り扱いに関する苦情、要望、質問に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。個人情報の取り扱いに関し、苦情等がございましたら、事務室までお申し出下さい。

※警察署・税務署・児童相談所・行政機関・裁判所・その他、公的に認められた機関より個人情報の開示を求められた場合は上記の限りではありません。

🔑 ご意見・ご要望受付

【園に対してのご意見・ご要望について】

当園のことでお気付きになったことは、遠慮なくお伝え下さい。

子育てや保育の事についてのお悩みや、ご意見、ご要望はお電話や送迎時に保育教諭と直接お話し下さい。

保育という仕事は、人間が人間を育てるという生業であり、機械の導入や省力化を図ることが非常に困難です。人と人との関係だけに、職員の不手際や対応に不愉快に思われたりする方もいらっしゃると思います。子どもを育てることは、保護者の方と施設が忌憚なく話し合えることがとても重要だと考えています。お気付きのこと、不愉快なこと、改善して欲しいことありましたら、遠慮なくお申し出下さい。私たちも、可能な限り保護者の皆様のご要望にお応えしたく、最大の努力をはらっていくつもりです。

尚、当園では職員誰もがこのようなご意見を賜りますが、苦情解決の担当者と責任者をそれぞれ設けています。この担当者と責任者の段階でも納得のいかない方は、当園と第三者の関係にあります「相談窓口」を設置しておりますので遠慮なくご相談下さい。（相談解決の手順は、P37 参照）

苦情解決責任者	園 長	若杉 奈穂子
苦情受付担当者	副 園 長	長谷川 敬子
苦情解決第三者委員	民 生 委 員	玉木 キミ子 澤田 祥子

※ 個人情報の取り扱い是十分ご配慮願います。



持ち物



	0歳	1歳	2歳	3・4・5歳	備 考
おむつ(布または紙)	10枚	10枚	(成長に応じて)		枚ずつ名前を書いて下さい。 ※使用済み紙おむつは園で処分します。
おしり拭き	1	1	1		
布パンツ		(成長に応じて)	3	1~3枚	
下着(肌着)	3	3	2	1~2枚	
上着・ズボン	3	3	2	1~2枚	
汚れ物入れ用袋 (アイラップ・スーパー袋)	アイラップ箱 スーパー袋3枚	アイラップ箱 スーパー袋3枚	アイラップ箱 スーパー袋3枚	スーパー袋3枚	
着替え入れ袋 (0,1,2歳児は、保育室の 棚・かごを利用します)				1枚	横 30 cm×縦 35 cm位 外側にポケットを付けて下さい。 (汚れ物袋を入れます)入れ口は ゴムが良いです(写真参照)。
エプロン	3	3	3(徐々に減らして いきます)		
おしぼり・おしぼりケース				1ずつ	乾いたおしぼりを持ってきて下さい。 0~2歳児は紙おしぼりを使用 します。
帽子	1	1			2歳児からは、園用カラー帽子を 購入していただきます。
手さげ袋	1	1	1	1	横 40 cm×縦 30 cm
通園リュック			1	1	
お弁当・お弁当ゴムバンド				1ずつ	
クリアファイルA4サイズ	1	1	1	1	
巾着袋				1	お弁当・おしぼりを入れます。
ハンカチ・ティッシュ				1ずつ	
コット用敷きパット 毛布(タオルケット)	1組ずつ	1組ずつ	1組ずつ	1組ずつ 5歳児×	138 cm×56 cm位 夏期はタオルケットに交換。
運動靴	(成長に応じて)		足にぴったり合ったもの		
水着、水泳帽子(夏期)				1ずつ	
水筒(夏期)				1	中身はお茶か水。
水分補給用コップ(通年)	1	1	1	1	
スノーウェア(雪遊び用) (冬期)		1	1	1	手袋・毛糸帽子等もあるといい です。

※ 着替え用の衣服については、こまめに点検をお願い致します。記名も忘れずをお願い致します。



0・1・2 歳児



手さげ袋



エプロン



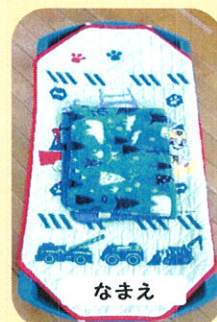
水分補給用コップ



帽子



おむつ



コット用敷パット
138cm×56cm 位

3・4・5 歳児



通園リュック



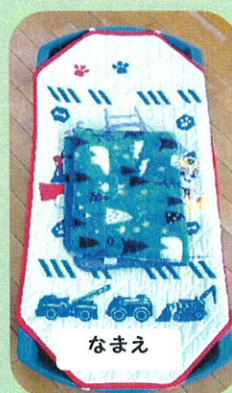
手さげ袋



着替え入れ袋



お弁当・おしぼり・巾着



コット用敷パット
138cm×56cm 位



上着



持ち物詳細

● 毎日、園にもってきていただくもの ●

0・1・2 歳児

- ・連絡帳(バインダー)
- ・エプロン(3枚)
- ・汚れ物入れ用スーパー袋(1枚)
- ・コップ・コップ入れ

※ミルク授乳がある場合、ガーゼハンチを必要枚数ご用意下さい。

以上のものを

* 0、1歳児は手さげ袋に入れてお持ち下さい。

* 2歳児は通園リュックに入れてお持ち下さい。

・クリアファイル

（お便り等がある日は持ち帰りますので次の日に持ってきて下さい。）

3・4・5 歳児

- ・連絡ノート
- ・お弁当
- ・おしぼり

(おしぼりケースに入れて下さい)

巾着袋に入れて下さい

- ・手さげ袋
- ・クリアファイル

お便り等がある日は持ち帰りますので次の日に持ってきて下さい。

※主食(3・4・5 歳児)を忘れて園で提供した場合一食 100 円を保育料と一緒に引落させていただきます。

引き出し・かごに入れていただくもの

- ・衣類(上着・下着)
- ・オムツ(10枚)
- ※おむつの記名は表面にお願いいたします。
- ・おしり拭き(1つ)
- ・アイラップ(1箱)
- ・汚れ物入れ袋(3枚)

着替え袋に入れていただくもの

- ・衣類
- ・汚れ物を入れるスーパー袋

※ご用意していただいた着替えが足りなかった場合は、パンツ以外の衣類はお貸ししますので、洗濯をして返却ください。布パンツは衛生面を考慮し、新品のパンツを購入していただきます。(パンツ代 300 円は引き落としとなります)

※未満児さんの手拭きタオルは園で用意させていただきます。

(歯ブラシは園から購入して戴きますので宜しくお願い致します。)

教材購入一覧表

下記の教材を入園・進級時に年齢ごとに購入して頂く必要があります。

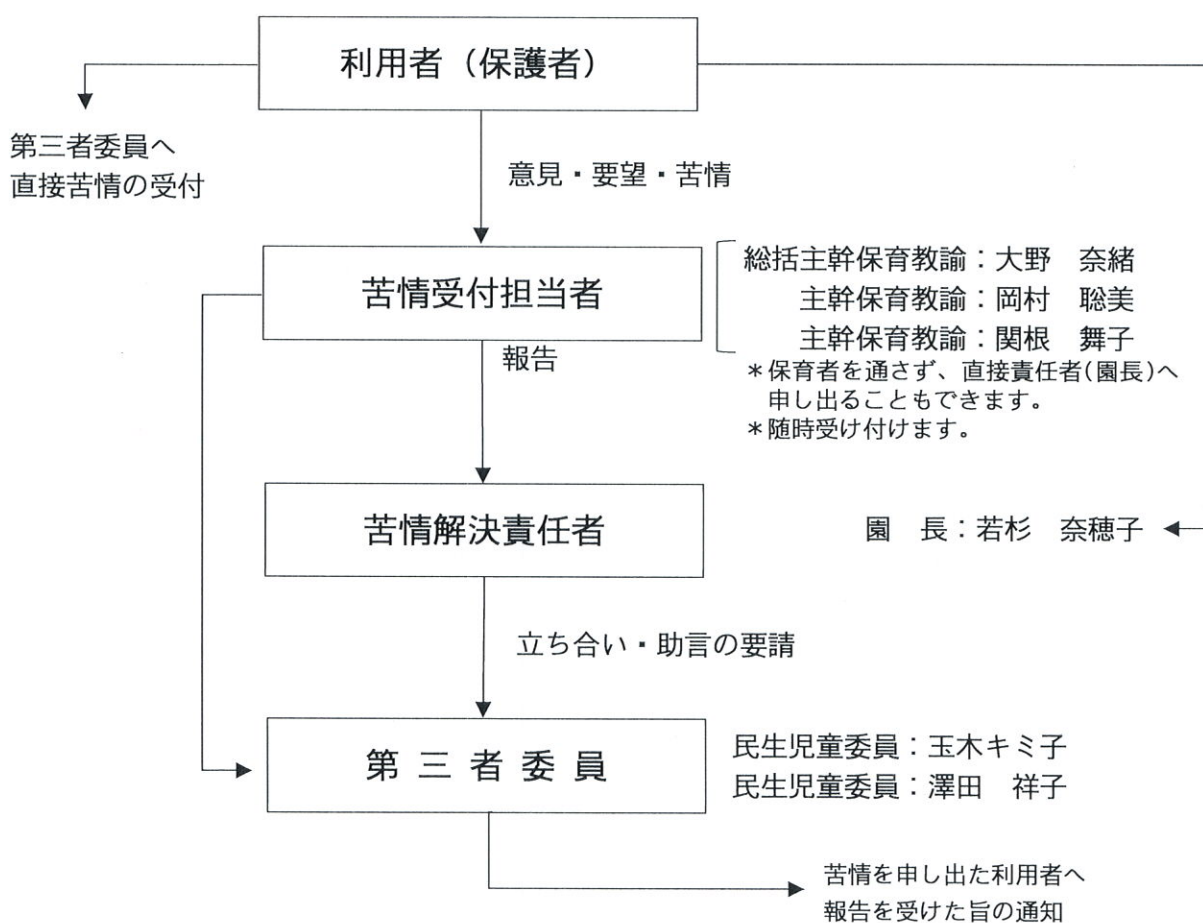
合計はおおよそのものになります。確定したら各ご家庭にお知らせ致します。

上記以外に教材が必要となりましたらお知らせいたしますので、ご理解とご協力をお願い致します。

	新ひよこ 0,1歳	新たんぽぽ 2歳	新すみれ 3歳	新ゆり 4歳児	新ばら 5歳児	新入園児	
						0歳 1歳	2歳 3歳以上児
クレヨン 644 円		○					○
はさみ 410 円		○					○
粘土板 341 円		○					○
のり 154 円		○					○
カラー帽子 1,080 円		○					○
絵の具 1,200 円					○		○ (5 歳児のみ)
連絡ノート 100 円			○				○ (3・4・5歳児のみ)
お誕生カード 270 円	○	○	○	○	○	○	○
お誕生写真代 40 円	○	○	○	○	○	○	○
バイNDER 385 円						○	○ (2歳児のみ)
おどろぐ箱 770 円		○					○
システム玄関カード 385 円						○	○
なわとび 500 円							○ (4 歳児のみ)
はぶらし(1 本 121 円) 484 円 (年 4 回購入予定)				購入月	購入月		購入月 (4・5歳児のみ)
紙粘土 実費徴収					購入月		購入月 (5 歳児のみ)
粘土 490 円		○	○	○	○		○
作品収納バック 83 円 (1 ～5 歳児)	購入月 (1 歳児)	購入月	購入月	購入月	購入月	購入月	購入月
卒園アルバムファイル 実費徴収					3 月		3 月 (5 歳児のみ)
通園リュック 3,245 円		○					○
合計金額	393 円	7,527 円	983 円	1,367 円	2,567 円	1,163 円	5 歳児 7,514 円 4 歳児 7,629 円 3歳児 8,012 円 2歳児 8,297 円

社会福祉法人赤塚福祉会では、利用者からの意見、要望、苦情に適切に対応する為の体制を整えることとしました。下記の通りの相談解決に努めますのでお知らせいたします。

相談解決の手順



- * 第三者への報告、立ち合いを希望されない場合は、利用者と責任者での話し合いとなります。
- * 以上の仕組みで解決できないご意見、ご要望は、新潟県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることもできます。
- * お申し出戴いた事項については、個人情報に関するものを除き、園だよりなどでお知らせ致します。